

ご存知ですか?

介護**建設****製造****IT分野**

の職業訓練を受講する方は

給付金が受け取れます!*



秋田県特定職業訓練促進給付金

※予算額に達し次第、受付を終了する場合があります

介護・建設・製造・IT分野への 転職や再就職を後押しします!



介護・建設・製造・IT分野の職業訓練を受講する方で、雇用保険を受給できない等、一定の支給要件を満たしている場合は、県独自の給付金(7万円/月)を支給します。給付金を毎月受給しながら、新たな業界で働くためのスキルを身に付けることができます! 介護・建設・製造・IT分野への転職や再就職をお考えの方は、ぜひ給付金制度をご活用ください!

支給要件等の詳細については裏面をご確認ください

「わたしも受給できる?」

といった疑問から、申請書の
記入サポート等までお応えします!

給付金に関するお問い合わせ先

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

018-860-2301

※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く



秋田県特定職業訓練促進給付金

(1) 支給要件

対象の職業訓練を受けること

対象の職業訓練は右下側の二次元コードから確認できます。受講申込みは最寄りのハローワークへ！

雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者ではないこと

職業訓練受講中に雇用保険を受給できる場合、県の給付金は受けられません。

職業訓練受講給付金の支給対象者ではないこと

国が支給する職業訓練受講給付金を受給できる場合、県の給付金は受けられません。

収入額が月8万円以下であること

「収入額」とは、税引前の給与、事業収入、各種年金、仕送りその他全般の収入になります。
手取り額の収入ではありませんのでご注意ください。(一部算定外の収入もあります。)

訓練日数の8割以上に出席すること

給付金の支払前に訓練の出席状況を確認します。

対象の職業訓練一覧や、各種書類の
ダウンロードは
こちら！

(2) 主な申請書類

交付申請書、雇用保険に関する証明書

本人確認書類、振込先の通帳等の写し

収入を証明する書類の写し

など

※詳しくは右側の二次元コードからご確認ください。



申請の流れ

step 1

支給要件の確認

●対象の訓練を受講した際に
自分が給付金を受給できる
のかを「(1)支給要件」で確認

●「(1)支給要件」で判断でき
ない場合や、詳細について
は問い合わせ先へTEL

step 2

訓練の受講決定

●最寄りのハローワークで、
対象となる職業訓練の受講
申込みを行い、
受講あっせんを
受ける



step 3

申請書類の準備

●「(2)主な申請書類」を用意する

●職業訓練の受講あっせんと
同時に、ハローワークから各
種証明の発行を受ける必要
があることに注意

〈・(様式第1号)交付申請書
・(様式第3号)証明書〉

step 4

交付申請

●申請に必要な書類を用意し
たら、対面や郵送等の方法に
より給付金の交付申請を行う

〈対面 事前予約(問い合わせ先にTEL)
県庁で受付
郵送 問い合わせ先へ郵送〉

step 5

訓練の受講

●職業訓練を受講する
※訓練日数の8割以上の出席が必要
です。

※支給要件は、訓練期間
中も引き続き満たして
いる必要があります。



step 6

出席状況の報告と請求

●訓練実施施設から出席状況
の証明を受ける

●実績報告書と請求書を
提出する



↑ 1か月毎に④～⑥の手続きを繰り返します ↓